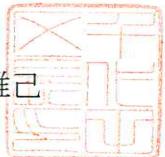




## 回 答 書

千代田区こどもを守る会  
世話人 宮下 朋子様

千代田区長 石川 雅己



日頃から区政にご理解ご協力を賜りありがとうございます。  
さて、平成24年2月14日付で頂いた要望書について、下記のとおり回答します。

### 記

1 外遊び・遠足・移動教室等、校外学習については、実施場所における放射線汚染状況の十分な事前調査及び保護者へ周知を行うこと。事前調査により不必要な被ばくを受けることが判明した場合、実施場所を低線量地域へ変更するといった放射能対策を十分とすること。

回答：実施場所については、事前に十分確認をしており、国の安全基準を上回る放射線量が検出された地域については、実施場所の変更を行うよう指導してまいります。

2 除染対象は、地上高50cmで毎時0.23マイクロシーベルト以上とすること。

回答：区では、子どもが集まり一定時間留まる公的スペースにおいて、地上高1mで毎時0.23マイクロシーベルト以上の数値が測定された場合は、当該箇所の状況や線量率に応じて、対策を実施することと定めています。

なお、地上高1mの計測数値は前記の対応方針を超えない場合であっても、当該箇所が子ども施設内であるなど、容易に子どもが立ち入れる場所であるなどの場合は、対策を講じることとしています。

3 乳幼児健診や学校検診等において、尿検査及び甲状腺エコー検査を実施し、内部被ばく検査を行うこと。

回答：現在のところ、現行の乳幼児健診や学校検診に取り入れられる簡便な検査は確立されていません。

放射線の検査は一時的な検査での判断は難しく、長期的なフォローワー体制が必要となるため、福島県での県民健康調査の結果を注意深く見守ってまいります。

4 千代田区と千代田区こどもを守る会間で十分な意思疎通を図るために、定期的な意見交換会を実施すること。

回答：定期的な意見交換会につきましては、隨時必要に応じて対応してまいります。